

住居確保給付金のご案内

離職、自営業の廃止又はやむを得ない休業等により、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、原則 3 カ月、最大 9 カ月、八戸市より、就労の基盤となる住まいを確保することを目的として、家賃相当額を給付するものです。



支給方法：賃貸住宅の大家又は不動産媒介事業者等への代理納付

※支給上限額

単身世帯：30,000 円	2 人世帯：36,000 円	3 人～5 人世帯：39,000 円
6 人世帯：42,000 円	7 人以上の世帯：47,000 円	

主な給付要件

- 離職や廃業等により、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること
 - 離職、廃業から 2 年以内のかた
(疾病・負傷等のやむを得ない事情がある場合、当該事情を考慮します(最長 4 年))
 - 申請月の世帯収入合計額が、八戸市で定める基準額以下であること
(基準額表は裏面に記載)
※改正により、児童手当・児童扶養手当の収入は含めないこととなりました。
 - 申請時の世帯の預貯金合計額が、八戸市で定める金額以下であること
(基準額表は裏面に記載)
 - 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと
 - 誠実かつ熱心に、常用就職を目指した求職活動を行うこと
- ※受給中は下記の活動要件が設けられます。
- ・ハローワーク又は八戸市無料職業紹介窓口での職業相談 (原則月 2 回以上)
 - ・企業への応募、面接 (原則週 1 回以上)
 - ・八戸市生活自立相談支援センターでの生活再建に向けた相談 (月 4 回程度)

○申請月における収入基準額

世帯人数	基準額	十家賃額 (八戸市での基準額が上限)	収入基準額 (基準額+家賃額)
1人	78,000円	30,000円	108,000円
2人	115,000円	36,000円	151,000円
3人	140,000円	39,000円	179,000円
4人	175,000円		214,000円
5人	209,000円		248,000円
6人	242,000円	42,000円	284,000円
7人	275,000円	47,000円	322,000円

○申請月における資産（預金）基準額

世帯人数	基準額
1人	468,000円
2人	690,000円
3人	840,000円
4人	1,000,000円

○お問い合わせ・申請窓口はこちら

申請にあたり、準備頂く書類等もありますので、まずはお問い合わせください。
また、来所前に、お電話でのご予約をお願いします。

八戸市生活自立相談支援センター

電 話：0178-51-6655

F A X：0178-51-6656

所 在 地：八戸市内丸1-1-1 八戸市役所別館9階

受付時間：8：15～17：00（土・日・祝以外）

八戸市生活自立相談支援センターは、生活や仕事、健康や家族関係、家計のことなど、様々な問題で生活に困窮する方への相談窓口です。生活における問題を整理して、安定した生活が送れるように、解決に向けて寄り添いながら自立に向けた支援を行います。